

農林水産省補助事業

畜産物または動物性食品の輸入許容国
(地域)および輸入衛生要件
(仮訳)

2026 年 1 月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ソウル事務所

農林水産食品部 市場開拓課

本仮訳は、韓国で制定された「畜産物または動物性食品の輸入許容国(地域)および輸入衛生要件」(2025年6月13日施行、2025年6月13日一部改正)をジェトロが仮訳したものです。
 ご利用にあたっては、原文および最新版もご確認ください。

<https://www.mfds.go.kr/law/board/boardDetail.do?menuKey=28&brdId=data0008&seq=15073>

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

畜産物または動物性食品の輸入許容国（地域）および輸入衛生要件

[施行 2025年6月13日] [食品医薬品安全処告示第2025-39号、2025年6月13日、一部改正]

食品医薬品安全処（現地実態調査課）、043-719-6223

第1条（目的） 「輸入食品安全管理特別法」（以下「法」という）第11条により、畜産物または動物性食品の輸入が許容される国（地域）と輸入衛生要件等を定めることを目的とする。

第2条（定義） この告示において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「畜産物」とは、食肉・包装肉・原乳・食用卵・食肉加工品・乳加工品・卵加工品をいう。
2. 「食肉」とは、食用を目的とする家畜の枝肉、部分肉、内臓、その他の部分をいい、「枝肉」は頭部、尾、肢および内臓等を除去した胴体（枝肉、carcass）を、「部分肉」は枝肉から骨を分離した肉を、「内臓」は食用を目的として処理された肝臓、肺、心臓、胃、膵臓、脾臓、腎臓、小腸および大腸等を、「その他の部分」は食用を目的としてと畜された家畜から採取、生産された家畜の頭部、尾、肢、皮、血液等食用が可能な部分をいう。
3. 「原乳」とは、搾乳状態の牛乳と羊乳（山羊乳を含む）をいう。
4. 「食用卵」とは、食用を目的とする家畜の卵であって、鶏・カモおよびウズラの卵をいう。
5. 「食肉加工品」とは、食肉を原料として加工したものであって、ハム類、ソーセージ類、ベーコン類、乾燥保存肉類、調味肉類（調味肉、食肉ケーシング、ひき肉加工肉製品、カルビ加工品）、食肉抽出加工品、動物性油脂類（食用牛脂、食用豚脂）および食肉簡易調理セットをいう。
6. 「乳加工品」とは、原乳等を原料として加工したものであって、牛乳類（低脂肪牛乳類および無脂肪牛乳類を含む）、粉乳類、発酵乳類、バター類、チーズ類、乳糖分解牛乳、加工乳類、山羊乳、バターミルク類（バターミルクをいう）、濃縮乳類、乳クリーム類、乳清類、乳糖、乳タンパク加水分解食品、調製乳類、アイスクリーム類、アイスクリームミックス類（アイスクリーム粉末類を含む）をいう。
7. 「卵加工品」とは、食用卵を原料として加工したものであって、卵黄液、卵白液、全卵粉、全卵液、卵黄粉、

卵白粉、卵加熱製品（卵加熱成形製品、塩漬卵を含む）、ピータンをいう。

8. 「輸入食品安全管理特別法施行令」第1条の2第1号により動物性食品として管理される具体的な品目は、ダチョウの食肉および卵をいう。
9. 「輸出国」とは、畜産物または動物性食品を生産し、韓国への輸入が許容された国をいう。
10. 「輸出畜産物または動物性食品」とは、食品医薬品安全処長が登録した海外作業所・海外製造業所で生産され、韓国への輸入が許容された畜産物または動物性食品をいう。
11. 「海外作業所」とは、輸出畜産物のと畜・集乳・製造・加工・保管等を行う作業所であって、輸出国に所在し、「輸入食品安全管理特別法」により韓国政府に登録されたものをいう。
12. 「海外製造業所」とは、輸出動物性食品の生産・製造・加工・取扱・包装・保管等を行う施設であって、輸出国に所在し、「輸入食品安全管理特別法」により韓国政府に登録されたものをいう。

第3条（輸入許容畜産物または動物性食品） 「輸入食品安全管理特別法」第11条第3項により韓国への輸入が許容される国（地域）別の畜産物または動物性食品は、別表のとおりである。

第4条（輸出畜産物・海外作業所の要件等） 輸出国は、輸出畜産物および海外作業所に対し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 輸出畜産物は、衛生的な方法でと畜または集乳・製造・加工・包装・輸送・取扱・保管・管理しなければならない。再汚染のおそれがない方法で輸送・取扱をしなければならない。
2. 輸出畜産物は、健康な動物から生産され、輸出国政府の衛生検査の結果、食用に適合しなければならない。
3. 輸出畜産物は、公衆衛生に危害を及ぼす、または及ぼすおそれのある残留物質（抗菌薬・農薬・ホルモン剤・重金属および放射能等）、病原性微生物（サルモネラ、黄色ブドウ球菌、クロストリジウム・パーフリンジェンス、リステリア・モノサイトゲネス、腸管出血性大腸菌等）、食品の照射処理等については、韓国の衛生関連規定で定める基準および規格に適合しなければならない。
4. 輸出畜産物を包装した容器または包装紙は、韓国の衛生関連規定で定める基準および規格に適合するものであって、人体に無害なものでなければならない。
5. 輸出畜産物は、製品名、製造者、製造日（または消費期限）等が適切に表示されていなければならない。
6. 海外作業所は、輸出国の規定により許可または登録され、輸出国政府が定期的に点検・管理する場所であって、韓国政府の現地実態調査またはその他の方法を通じて適合すると認められ、登録された作業所でなければならない。
7. 海外作業所は、HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point)またはGMP(Good Manufacturing Practice)等の食品安全管理プログラムを文書で作成し、運用しなければならない。当該プログラムによるモニタリング等の記録を文書として作成し、最終記録日から2年以上保管しなければならない。
8. 海外作業所の食品安全管理プログラムには、衛生的かつ安全な畜産物を生産するための原料の入荷から最終製品の生産および出荷までの全過程について基準が設けられなければならない。その基準に適合しない場合、これに

対する処理基準も含まれなければならない、これを文書として記録し、2年以上保管しなければならない。

9. 海外作業所において輸出畜産物の処理・加工に使用する水は、食用として管理されているものであって、韓国または輸出国の飲用水管理基準に適合しなければならない。
10. 海外作業所は、生産する畜産物について回収に関する手続、方法および処理方法（廃棄を含む）等を文書で規定した指針を運用しなければならない、原料から生産、最終販売までの履歴追跡が可能でなければならない。

第4条の2（動物性食品の輸入衛生要件） 輸出国は、輸出動物性食品と海外製造業所に対し、次の各号の事項を遵守しなければならない。

1. 輸出動物性食品は、衛生的な方法で製造・加工・包装・輸送・取扱・保管・管理されなければならない、再汚染のおそれがない方法で輸送・取扱をしなければならない。
2. 輸出動物性食品の原料は、健康な動物から生産され、輸出国政府の衛生検査の結果、食用に適合しなければならない。
3. 輸出動物性食品の原料は、公衆衛生に危害を及ぼす、または及ぼすおそれのある残留物質、病原性微生物、食品の照射処理等については、韓国の衛生関連規定で定める基準および規格に適合しなければならない。
4. 輸出動物性食品を包装した容器または包装紙は、韓国の衛生関連規定で定める基準および規格に適合するものであって、人体に無害なものでなければならない。
5. 輸出動物性食品は、製品名、製造者、製造日（または消費期限）等が適切に表示されていなければならない。
6. 海外製造業所は、輸出国の規定により許可または登録され、輸出国政府が定期的に点検・管理する場所であって、韓国政府に一覧を通知して登録された施設でなければならない。
7. 海外製造業所は、HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point)、GMP(Good Manufacturing Practice)等の食品安全管理プログラムを文書で作成し、運営しなければならない。

第5条（輸出衛生証明書） ①輸出国政府は、輸出の都度、当該畜産物または動物性食品について次の各号の事項を確認し、英語または英語と輸出国の公用語を併記して輸出国政府と韓国政府との間で協議した輸出衛生証明書を発行しなければならない。

1. 第4条第1号から第2号までを遵守しているかどうか（畜産物に該当）
 2. 第4条の2第1号から第2号までを遵守しているかどうか（動物性食品に該当）
 3. 製品名、包装形態、包装数量および重量
 4. 海外作業所登録番号、名称、所在地（海外製造業所は名称および所在地）
 5. 生産または加工年月日、消費期限（または賞味期限等、製品の品質保証期間）
 6. コンテナ番号（必要な場合）
 7. 衛生証明書発行日、発行者の所属、職位、氏名および署名
 8. その他輸出国政府と韓国政府との間で輸出畜産物または動物性食品の衛生管理のために相互協議された事項
- ② 第1項にかかわらず、輸出国以外の国で船積みする畜産物または動物性食品については、船積国が韓国政府と協議した輸出衛生証明書の書式により、輸出製品が「輸入食品安全管理特別法」による輸入衛生要件を遵守している

ことを証明する輸出衛生証明書を発行することができる。

第6条（通知等） 輸出国政府は、韓国政府に対し、次の各号に掲げる事項を必ず通知し、協力しなければならない。

1. 輸出国またはそれ以外の場所において、輸出畜産物または動物性食品が次の各項目に該当する場合、その事実を知った日から24時間以内にその旨を電子文書、ファクシミリ、電子メール等により通知しなければならない。
 - イ. 残留物質または病原性微生物汚染等、食品安全に関する危害事故が発生したか、もしくは発生が疑われる場合、または関連情報がある場合
 - ロ. イにより輸出畜産物または動物性食品を回収するか、もしくは回収計画がある場合、または関連情報がある場合
2. 輸出畜産物または動物性食品のと畜・集乳・製造・加工・包装・輸送・取扱・保管等、両国間で合意された輸入衛生要件に変化がある場合、当該変更事項を事前（韓国に輸出する前）に通知・合意しなければならない。
3. 韓国政府は、第1号または第2号による通知を受けた場合、必要に応じて輸出国に衛生検査官を派遣して関連資料の要請および現地実態調査を実施することができ、輸出国政府および海外作業所・海外製造業所の設置・運営者はこれに協力しなければならない。
4. 輸出国政府は、韓国政府の要請がある場合には、すでに発行された輸出衛生証明書の情報（電子情報を含む）を提供しなければならない。

第7条（残留物質管理プログラムの運営等） 畜産物または動物性食品を輸出する輸出国は、輸出畜産物・動物性食品の原料または最終製品について、残留物質（検査機関、年間検査計画、検査方法、検査結果等）を制御するための管理プログラムを構築・運営しなければならないが、毎年6月までに前年度の実績および当該年度の計画を英語で作成して韓国政府に送付しなければならない。

第8条（海外作業所・海外製造業所の管理） 輸出国政府は、韓国政府に登録された海外作業所・海外製造業所に対し、定期的な衛生点検を実施しなければならない。

- 第9条（現地実態調査）**
- ① 輸出国政府および海外作業所・海外製造業所の設置・運営者は、「輸入食品安全管理特別法」第6条、第11条および第12条による韓国政府の現地実態調査の要求に応じ、協力しなければならない。
 - ② 第1項による現地実態調査に関し、韓国政府の衛生検査官は輸出国政府への訪問および関係官とのインタビューを要請することができ、海外作業所・海外製造業所の衛生関連規定および生産記録、作業所施設の点検、従事者とのインタビューおよび作業所の衛生管理に関する資料の閲覧を要求することができる。
 - ③ 第4条または第4条の2に違反したとき、第6条の通知事項に対する確認が必要なとき、その他食品医薬品安全処長が輸出畜産物または動物性食品の衛生と安全を確保するために必要であると判断するときには、現地実態調査を実施することができる。

第10条（検査機関の管理） 輸出国政府は、輸出畜産物または動物性食品の衛生関連試験・検査を担当する政府または民間検査機関に対し、熟練度評価、品質管理基準評価等、定期的な検査能力管理体制を構築し、運営しなければならない。

第11条（その他の輸入衛生要件） 第3条から第10条までの規定による畜産物または動物性食品の輸入衛生要件について、韓国政府と輸出国政府との間で相互協議して別途告示する場合は、それに従うことができる。

第12条（再検討期限） 食品医薬品安全処長は、「訓令・例規等の発令および管理に関する規定」により、この告示について、2024年7月1日を基準として3年ごとの時点（3年目の6月30日までをいう）にその妥当性を検討し、改善等の措置を講じなければならない。

附則 <第2025-39号、2025年6月13日>

第1条（施行日） この告示は、告示した日から施行する。

第2条（適用例） この告示は、この告示の施行後に韓国に輸入される畜産物、動物性食品（船積日基準）から適用する。

[別表]

輸入が許容される輸出国（地域）の畜産物または動物性食品（第3条関連）

「輸入食品安全管理特別法」第11条第3項による輸入が許容される輸出国（または地域別）の畜産物または動物性食品は、次のとおりである。

1. 食肉および食肉加工品

イ. 食肉および食肉加工品（滅菌+処理食肉加工品は1. ロによる）

† 製品の中心部温度を120°Cで4分以上処理する方法またはこれと同等以上の方法

国または地域	種類	備考
オランダ	牛肉	
	家きん肉およびその食肉加工品	
	豚肉およびその食肉加工品	
ニュージーランド	牛・豚・山羊・めん羊肉およびその食肉加工品	
	シカ肉およびその食肉加工品	
	熱処理した牛肉	
デンマーク	牛肉	
	家きん肉およびその食肉加工品	
	豚肉およびその食肉加工品	
ドイツ	豚肉およびその食肉加工品	
リトアニア	家きん肉	
メキシコ	豚肉およびその食肉加工品	
	牛肉	
	熱処理した牛肉	
アメリカ	家きん肉およびその食肉加工品	
	牛肉およびその食肉加工品	
	豚肉およびその食肉加工品	
ベトナム	食肉加工品（家きん肉を原料とする）	中心部温度 70°C、30分以上、 75°C、5分以上、 80°C、1分以上
ベルギー	家きん肉	
	豚肉およびその食肉加工品	
ブラジル	家きん肉およびその食肉加工品	
	豚肉およびその食肉加工品	サンタ・カタリーナ州に限る
スウェーデン	家きん肉およびその食肉加工品	

国または地域	種類	備考
	豚肉およびその食肉加工品	
スイス	豚肉およびその食肉加工品	
スペイン	豚肉およびその食肉加工品	
スロバキア	豚肉およびその食肉加工品	
アルゼンチン	熱処理した牛肉	中心部温度 70°C、1分以上
	家きん肉	
ウルグアイ	熱処理した牛肉	中心部温度 70°C、1分以上
	牛肉	
アイルランド	牛肉	
	豚肉およびその食肉加工品	
イギリス	家きん肉およびその食肉加工品	
	豚肉およびその食肉加工品	
オーストリア	豚肉およびその食肉加工品	
イタリア	食肉加工品（豚肉を原料とするものに限る）	中心部温度 69°C、30分以上または 非加熱製品は400日以上 熟成処理
日本	家きん肉およびその食肉加工品	
	豚肉およびその食肉加工品	
中国	食肉加工品（家きん肉を原料とするものに限る）	中心部温度 70°C、30分以上、 75°C、5分以上、 80°C、1分以上
チリ	家きん肉およびその食肉加工品	
	豚肉およびその食肉加工品	
	牛肉	
カナダ	家きん肉およびその食肉加工品	
	牛肉	
	豚肉およびその食肉加工品	
タイ	家きん肉およびその食肉加工品	
ポルトガル	豚肉およびその食肉加工品	
ポーランド	家きん肉およびその食肉加工品	
	豚肉およびその食肉加工品	
フランス	牛肉	
	家きん肉およびその食肉加工品	

フランス	豚肉およびその食肉加工品	
------	--------------	--

国または地域	種類	備考
フィンランド	家きん肉およびその食肉加工品	
	豚肉およびその食肉加工品	
フィリピン	鶏肉	
ハンガリー	家きん肉およびその食肉加工品	
	豚肉およびその食肉加工品	
オーストラリア	家きん肉およびその食肉加工品	
	牛・豚・山羊・めん羊肉およびその食肉加工品	
	シカ肉およびその食肉加工品	
	熱処理した牛肉	
共通	食肉ケーシング	「家畜伝染病予 方法」第34条第2項による衛 生 条件の遵守
	ウサギ肉	

* 家きん肉は、鶏・カモ・ガチョウ・七面鳥・ウズラ・キジの肉をいう。

** その食肉加工品とは、当該食肉を原料として加工したものをいう。

ロ. 食肉加工品（滅菌処理食肉加工品に限る）

国または地域	種類	備考
オランダ	ベーコン類、ハム類	
ニュージーランド	乾燥保存肉類、ソーセージ類、食肉抽出加工品、調味肉類（調味肉、食肉ケーシング、ひき肉加工肉製品に限る）、動物性油脂類（食用牛脂、原料牛脂に限る）	
デンマーク	乾燥保存肉類、ベーコン類、ソーセージ類、食肉抽出加工品、ハム類、調味肉類（粉碎加工肉製品に限る）	
ドイツ	ソーセージ類、ハム類	
メキシコ	食肉抽出加工品	
モンゴル	乾燥保存肉類、食肉抽出加工品、調味肉類（粉碎加工肉製品に限る）	
アメリカ	乾燥保存肉類、ベーコン類、ソーセージ類、食肉抽出加工品、ハム類、調味肉類（カルビ加工品、食肉ケーシング、ひき肉加工肉製品、調味肉に限る）、動物性油脂類	
ベトナム	食肉抽出加工品	
ベルギー	ハム類	
ベラルーシ	食肉抽出加工品、調味肉類（調味肉に限る）	
北朝鮮	食肉抽出加工品	
ブラジル	食肉抽出加工品、ハム類、調味肉類（粉碎加工肉製品に限る）	
スウェーデン	ソーセージ類、食肉抽出加工品、調味肉類（粉碎加工肉製品に限る）	
スペイン	乾燥保存肉類、ベーコン類、ソーセージ類、調味肉類（ひき肉加工肉製品、調味肉、食肉ケーシングに限る）、ハム類	

国または地域	種類	備考
シンガポール	ハム類	
アルゼンチン	乾燥保存肉類、ソーセージ類、食肉抽出加工品、調味肉類 (ひき肉加工肉製品、調味肉に限る)	食肉抽出加工肉 調味肉の変更
イギリス	調味肉類 (ひき肉加工肉製品に限る)	
ウルグアイ	食肉抽出加工品、ハム類、調味肉類 (調味肉に限る)	食肉抽出加工肉 調味肉の変更
イタリア	ベーコン類、ソーセージ類、ハム類、調味肉類 (ひき肉加工 肉製品に限る)	
インド	食肉抽出加工品	
インドネシア	食肉抽出加工品、ハム類	
日本	食肉抽出加工品、ハム類	
中国	乾燥保存肉類、ベーコン類、ソーセージ類、調味肉類 (カル ビ加工品、ひき肉加工肉製品、調味肉、食肉ケーシングに限 る)、ハム類	
チリ	ソーセージ類、ハム類	
カナダ	乾燥保存肉類、ベーコン類、ソーセージ類、調味肉類 (ひき 肉加工肉製品、調味肉、食肉ケーシングに限る)、ハム類	
コロンビア	食肉抽出加工品	
タイ	食肉抽出加工品、調味肉類 (ひき肉加工肉製品、調味肉、食 肉 ケーシングに限る)、ハム類	
パラグアイ	食肉抽出加工品	
ポルトガル	ハム類、ソーセージ類、ベーコン類、乾燥保存肉類、調味肉 類、食肉抽出加工品、動物性油脂類 (食用豚脂に限る)	豚肉を原料とするもの に限る
ポーランド	ベーコン類、ソーセージ類、ハム類、調味肉類 (ひき肉加工 肉製品に限る)	
フランス	ソーセージ類、食肉抽出加工品、調味肉類 (ひき肉加工肉製 品、 調味肉、食肉ケーシングに限る)、ハム類	
フィンランド	ソーセージ類	
フィリピン	ソーセージ類、調味肉類 (ひき肉加工肉製品、調味肉、食肉 ケーシングに限る)、ハム類	
ハンガリー	ベーコン類、ソーセージ類	
オーストラリア	乾燥保存肉類、ベーコン類、ソーセージ類、食肉抽出加工 品、調味肉類 (カルビ加工品、ひき肉加工肉製品、調味肉、 食肉ケーシングに限る)、ハム類、動物性油脂類 (食用牛 脂、原料牛脂に限る)	

*牛肉、山羊・めん羊肉、シカ肉を原料とする食肉加工品は、当該原料の輸入が許可された国のものを使用し
なければならない。ただし、BSE非発生国で生産した滅菌処理以上の食肉加工品は、ロ.の一覧に従う。

2. 原乳および乳加工品

イ. 原乳

国または地域	種類	備考
アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・デンマーク・スウェーデン・フィンランド	原乳	

ロ. 乳加工品

国または地域	種類	備考
ギリシャ	発酵乳類、アイスクリーム類、チーズ類	
南アフリカ共和国	アイスクリーム類	
オランダ	濃縮乳類、バター類、バターミルク、粉乳類、アイスクリーム類、アイスクリームミックス類、乳タンパク加水分解食品、乳糖、乳清類、乳クリーム類、調製乳類、チーズ類	
ノルウェー	粉乳類、乳清類、チーズ類	
ニュージーランド	バター類、バターミルク、粉乳類、アイスクリーム類、乳タンパク加水分解食品、乳糖、乳清類、乳クリーム類、調製乳類、チーズ類、アイスクリームミックス類、牛乳類、加工乳類、発酵乳類、濃縮乳類	
台湾	加工乳類（加工乳に限る）、アイスクリーム類	
デンマーク	発酵乳類、バター類、粉乳類、乳タンパク加水分解食品、乳糖、乳清類、乳クリーム類、調製乳類、チーズ類	
ドイツ	加工乳類（加工乳に限る）、発酵乳類、バター類、バターミルク、粉乳類、アイスクリーム類、アイスクリームミックス類、牛乳類（牛乳に限る）、乳タンパク加水分解食品、乳糖、乳清類、乳クリーム類、調製乳類、チーズ類	
ラトビア	加工乳類、濃縮乳類、乳クリーム類、バター類、チーズ類、粉乳類、乳清類、アイスクリーム類	
ロシア	バター類、粉乳類、乳糖、アイスクリーム類	
ルクセンブルク	乳クリーム類	
リトアニア	バター類、粉乳類、アイスクリーム類、乳糖、乳清類、チーズ類	
マレーシア	加工乳類（加工乳に限る）、バター類、粉乳類、アイスクリーム類、チーズ類	
メキシコ	バター類、アイスクリーム類、乳清類、チーズ類	
アメリカ	加工乳類（加工乳、強化牛乳に限る）、濃縮乳類、発酵乳類、バター類、バターミルク、粉乳類、アイスクリーム類、アイスクリームミックス類、牛乳類（牛乳に限る）、乳タンパク加水分解食品、乳糖、乳清類、乳クリーム類、調製乳類、チーズ類	
バングラデシュ	バター類	

ベルギー	加工乳類（加工乳に限る）、バター類、バターミルク、粉乳類、アイスクリーム類、牛乳類（牛乳に限る）、乳清類、乳クリーム類、チーズ類	
ブルガリア	チーズ類、牛乳類、加工乳類、発酵乳類、乳クリーム類、バター類	
ブラジル	アイスクリーム類、チーズ類	
サウジアラビア	チーズ類	
国または地域	種類	備考
キプロス	乳クリーム類、チーズ類	
スウェーデン	粉乳類、乳清類、チーズ類	
スイス	加工乳類（加工乳に限る）、粉乳類、アイスクリーム類、調製乳類、チーズ類	
スペイン	加工乳類（加工乳に限る）、バター類、粉乳類、アイスクリーム類、アイスクリームミックス類、乳清類、乳クリーム類、チーズ類	
スロバキア	牛乳類、加工乳類、発酵乳類、乳クリーム類、バター類、チーズ類、粉乳類、乳清類、乳糖、乳タンパク加水分解食品、アイスクリーム類	
シンガポール	加工乳類（加工乳に限る）、バター類、粉乳類、アイスクリーム類、乳清類、チーズ類	
アラブ首長国連邦	バター類	
アルバ	粉乳類	*オランダ領
アルゼンチン	バター類、粉乳類、牛乳類（牛乳に限る）、乳清類、乳クリーム類、チーズ類	
アイルランド	バター類、粉乳類、アイスクリームミックス類、乳タンパク質加水分解食品、乳清類、乳クリーム類、調製乳類、チーズ類	
エストニア	バター類、粉乳類、乳清類、チーズ類、牛乳類、加工乳類、乳クリーム類	
エクアドル	チーズ類	
イギリス	加工乳類（加工乳に限る）、発酵乳類、バター類、粉乳類、アイスクリーム類、牛乳類（牛乳に限る）、乳清類、乳クリーム類、チーズ類	
オーストリア	加工乳類、発酵乳類、粉乳類、乳糖、牛乳類、乳清類、乳クリーム類、調製乳類、チーズ類	
ウルグアイ	バター類、粉乳類、牛乳類（牛乳に限る）、乳清類、乳クリーム類、チーズ類	
ウクライナ	濃縮乳類、粉乳類、乳糖、乳清類、乳クリーム類	
イスラエル	乳糖	
イタリア	加工乳類（加工乳に限る）、発酵乳類、バター類、粉乳類、アイスクリーム類、アイスクリームミックス類、牛乳類（牛乳に限る）、乳糖、乳クリーム類、調製乳類、チーズ類	
インド	バター類、粉乳類、乳糖、乳清類、チーズ類	

日本	加工乳類（加工乳に限る）、濃縮乳類、バター類、粉乳類、アイスクリーム類、アイスクリームミックス類、乳タンパク加水分解食品、乳糖、乳クリーム類、調製乳類、チーズ類	
中国	加工乳類（加工乳に限る）、バター類、粉乳類、アイスクリーム類、乳クリーム類	
チェコ共和国	加工乳類、濃縮乳類、発酵乳類、バター類、粉乳類、アイスクリーム類、牛乳類、乳清類、乳クリーム類、チーズ類	
チリ	濃縮乳類、粉乳類、乳清類、チーズ類	
カザフスタン	チーズ類	
カナダ	発酵乳類、バター類、粉乳類、アイスクリーム類、乳糖、乳清類、乳クリーム類、調製乳類、チーズ類	
クロアチア	チーズ類	

国または地域	種類	備考
タイ	アイスクリーム類	
トルコ	アイスクリーム類、乳糖、乳清類、チーズ類	
パキスタン	バター類、粉乳類	
ポルトガル	牛乳類（牛乳に限る）	
ポーランド	発酵乳類、バター類、粉乳類、アイスクリーム類、牛乳類（牛乳に限る）、乳清類、チーズ類	
フランス	加工乳類（加工乳に限る）、発酵乳類、バター類、粉乳類、アイスクリーム類、アイスクリームミックス類、牛乳類（牛乳に限る）乳タンパク質加水分解食品、乳糖、乳清類、乳クリーム類、調製乳類、チーズ類	
フィンランド	粉乳類、乳清類、チーズ類	
フィリピン	加工乳類（加工乳に限る）、粉乳類、アイスクリーム類、乳クリーム類、チーズ類	
ハンガリー	チーズ類	
オーストラリア	濃縮乳類、発酵乳類、バター類、バターミルク、粉乳類、アイスクリーム類、アイスクリームミックス類、牛乳類（牛乳に限る）、乳タンパク加水分解食品、乳糖、乳清類、乳クリーム類、調製乳類、チーズ類	
香港	アイスクリーム類	

3. 食用卵および卵加工品

イ. 食用卵

国または地域	種類	備考
ニュージーランド・デンマーク・ポーランド・スペイン・スウェーデン・オーストラリア・オランダ・日本・ハンガリー・カナダ・イギリス・ドイツ・アメリカ・タイ・フランス・フィンランド	食用卵	

ロ. 卵加工品

国または地域	種類	備考
オランダ	卵白粉、卵白液、卵黄粉、卵黄液、全卵粉、全卵液	
台湾	ピータン、卵加熱製品	
デンマーク	卵白粉、卵白液、卵黄粉、卵黄液、卵加熱製品、全卵粉、全卵液	
ドイツ	卵白粉、卵白液、卵黄粉、卵黄液、卵加熱製品、全卵液、全卵粉	
ラトビア	卵黄液	

マレーシア	卵白液、卵黄液、全卵液	
メキシコ	卵黄液	
アメリカ	卵白粉、卵白液、卵黄粉、卵黄液、卵加熱製品、全卵粉、全卵液、ピータン	
ベルギー	卵白粉、卵白液、卵黄粉	
スウェーデン	卵白粉、卵黄粉、全卵粉	
スイス	卵黄液	
スペイン	卵白粉	
ウクライナ	卵白粉、卵黄粉、全卵粉	
イタリア	卵白粉、卵白液、卵黄粉、卵黄液、全卵粉、全卵液	
インド	卵白粉、卵黄粉、全卵粉、全卵液	
日本	卵白粉、卵黄粉、卵黄液、卵加熱製品	
中国	卵白粉、卵黄粉、卵黄液、卵加熱製品、全卵粉、全卵液、ピータン	
カナダ	卵白粉、卵白液、卵黄粉、卵黄液、卵加熱製品、全卵粉、全卵液	
タイ	全卵液、卵白液、卵黄液、全卵粉、卵黄粉、卵白粉、卵加熱製品、ピータン	
ペルー	卵白粉	
フランス	卵白粉、卵白液、卵黄粉、卵黄液、全卵粉	
フィンランド	全卵液、卵白液、卵黄液、全卵粉、卵黄粉、卵白粉、卵加熱製品、ピータン	

4. その他の食肉

国または地域	種類	備考
ニュージーランド	ダチョウ肉	

5. その他の卵

国または地域	種類	備考
ニュージーランド・オーストラリア	ダチョウの卵	

6. 食肉含有加工品

国または地域	原材料の種類	備考
オランダ	家きん肉および豚肉原料	
ニュージーランド	牛・山羊・めん羊・シカ肉、豚肉およびダチョウ肉原料	
デンマーク	家きん肉および豚肉原料	
ドイツ	豚肉原料	

リトアニア	家きん肉原料	
メキシコ	牛肉原料	滅菌処理
	豚肉原料	
アメリカ	家きん肉および豚肉原料	
ベルギー	豚肉原料	
ブラジル	家きん肉原料	

国または地域	原材料の種類	備考
	豚肉原料	サンタ・カタリーナ州に限る
スウェーデン	家きん肉および豚肉原料	
スイス	豚肉原料	
スペイン	豚肉原料	
スロバキア	豚肉原料	
アルゼンチン	熱処理した牛肉原料	
ウルグアイ	牛肉原料	滅菌処理
アイルランド	豚肉原料	
イギリス	家きん肉および豚肉原料	
オーストリア	豚肉原料	
イタリア	豚肉原料	
	家きん肉原料	
日本	豚肉原料	滅菌処理
	家きん肉原料	
中国	豚肉原料	滅菌処理
	家きん肉原料	
チリ	牛肉原料	滅菌処理
	家きん肉および豚肉原料	
カナダ	家きん肉および豚肉原料	
タイ	家きん肉原料	
ポルトガル	豚肉原料	
ポーランド	家きん肉および豚肉原料	
フランス	家きん肉および豚肉原料	
フィンランド	家きん肉および豚肉原料	
フィリピン	鶏肉原料	
	牛肉および豚肉原料	滅菌処理
ハンガリー	家きん肉および豚肉原料	
オーストラリア	牛・山羊・めん羊・シカ肉、家きん肉および豚肉原料	

* [別表] 1. イ. で定めた国または地域、種類別の熱処理条件がある場合は、それに従う。

7. 卵含有加工品

国または地域	原材料の種類	備考
オランダ	食用卵原料	
ニュージーランド	食用卵およびダチョウ卵原料	
デンマーク	食用卵原料	
ドイツ	食用卵原料	
アメリカ	食用卵原料	

国または地域	原材料の種類	備考
スウェーデン	食用卵原料	
スペイン	食用卵原料	
イギリス	食用卵原料	
カナダ	食用卵原料	
タイ	食用卵原料	
ポーランド	食用卵原料	
フランス	食用卵原料	
フィンランド	食用卵原料	
ハンガリー	食用卵原料	
オーストラリア	食用卵およびダチョウ卵原料	
日本	食用卵原料	
中国	食用卵原料	

畜産物または動物性食品の輸入許容国（地域）および輸入衛生要件
（仮訳）

2026年1月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産食品部 市場開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-23

Tel. 03-3582-5186

禁無断転載